

答 申 第 243 号

令和7年7月18日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和7年3月17日付神行総第1554号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定商店街振興組合の定款」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、本件定款を部分公開とした決定のうち、章ごとの表題部分を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年11月27日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

〇〇商店街振興組合（以下「本件組合」という。）に係る以下のもの全て

① 本件処分に係る部分

ア 定款。ただし、神戸市に提出されたもののうち最新のもの。また、提出された年月日が分かるものを含む。

イ 令和4年度、令和5年度、令和6年度の4ケ年度分のうち、提出された決算関係書類の全て。

② 本件非公開決定に係る部分

ア 平成30年度、提出された決算関係書類の全て。

イ 平成30年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度の4ケ年度分のうち、提出された規約

- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年12月11日、本件請求のうち、上記2（1）①に記載した部分については、「定款」及び「決算関係書類」（以下「本件公文書」という。）を特定し、組合員の個人印影、代表理事を除く組合員の氏名、住所、業種、電話番号、メールアドレス、団体の人事管理、財務経理、経営方針、経営戦略及び意思決定に関する情報を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、上記2（1）②に記載した部分については、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行った。

- (3) 請求人は、令和6年12月11日、本件処分のうち、一部非公開にした情報を公開に変更する、との裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年12月11日受付の審査請求書、令和7年2月10日受付の反論書、令和7年6月17日の意見陳述、令和7年6月17日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 定款、決算関係書類中に記載されている団体の人事管理、財務経理、経営方針、意思決定に関する情報は、非公開ではなく、部分公開とすべきである。例えば、条項や条文見出し、使用する文言の定義など、経営情報等として非公開とする理由がない。よって、法人の経営管理に該当する部分があるのであれば、当該部分のみを非公開として、残余は公開すべきである。
- (2) 本件組合に係る定款につき本件請求をしたところ、開示された部分のごく僅かであった。大部分が条項番号や条文見出しも含めて「ページごと黒塗り」している。表面上は、部分公開であるが実態は非公開である。処分庁は「法人登記簿に記載の情報」以外を黒塗りした、との主張である。
- (3) 処分庁は、本件処分の理由として、非公開部分が条例第10条第2号アに該当するためとした。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）が非公開法人等情報について「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（同法第5条第2号イ）と規定しているのに対し、条例は「…競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と厳格に規定している。
- 条例の文理解釈上、法人等情報については、抽象的客観的を問わず「(法人等の)正当な利益を害するおそれがある」ということではならず、当該定款のそれぞれの条文・文言において公開されることで本件組合の正当な利益を害すると具体的に認定してはじめて当該箇所を非公開とすることができる。処分庁においてそのような丁寧な検討を行った形跡はなく、明らかに条例の解釈を誤り、本件組合の登記情報として公開されている部分以外は、条項見出しも含めて全て黒塗りするという粗雑な事務が行われたものである。
- (4) 処分庁から当初公開された本件組合の定款は最新のものではなく、後日、そのことが判明したとして謝罪と最新分の情報提供があった。処分庁には各団体から提出された定款を保管する文書目録があるにも関わらず、その目録もろくにチェックもせず、公開資料を作成しているのである。そんな処分庁が、事務処理にあたり法人等の正当な利益を害するか否か丁寧な検討を行ったとは到底考えられない。
- (5) 本件組合は「公益的団体」である。行政からの補助を一切受けていない非上場の一般民間法人であるならば、定款の一部を非公開とする余地はあるかもしれないが、そもそも商店街振興組合とは、商店街が形成されている地域で商業、サービス、その他の事業を営むもの等が団結し、共同して地域の環境整備事業や販売促進活動などの共同経済事業を行いながら商店街の振興発展と地位の向上を図るための法人組織である。従って、性格や位置づけは非上場の一般民間法人とは明らかに異なる。公益性の観点から、商店街振興組合の活動にはより透明性が求められ、その内容について県民、市民に対し一定の説明責任が生じると考えられるから、その定款内容も含め公開されるべきものである。
- (6) 定款の内容は、全国商店街振興組合連合会を初めとして数多くの自治体からも雛形がホームページ上に公開されている。なぜなら、組合法により定款で定めるべき

事項が定められているからである。こうした法人に、公開されて本件組合の利益を害するような独自性が入る余地は極めて少ない。よって、処分庁が根拠とした条例第 10 条第 2 号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は、基本的に存在しないものと考えられる。

- (7) 仮に、条例第 10 条第 2 号アに該当する内容が一部存在したとしても、全面黒塗りするほどのものではない。しかるに、条項番号や条文見出しまで全て黒塗りして全て覆い隠すとは言語道断である。これほどまでに情報を隠蔽しなくてはならない理由が他にあるのかとの疑念を禁じ得ない。処分庁職員は「隠すべき大した理由がない」ことを請求人に知られたくないがために条文見出し等も含めて覆い隠したとしか考えられない。隠蔽体質そのものである。これらの行為は「横着」の一言に尽きる。情報公開の基本理念は「原則公開」である。処分庁はこのことを一顧だにすることなく、やっつけ仕事として本件組合の登記情報として公開されている部分以外を条項見出しも含めて全面黒塗りしている。条例の非公開情報に該当する必要最小限の文言を黒塗りする手法、これが世に言う本来の部分公開であり、処分庁の行為は情報公開制度の精神を踏みにじる横暴な非公開である。
- (8) 本件処分は、市民の知る権利を強奪する暴挙であり、違法かつ不当なもので到底許しがたい。担当部署責任者を筆頭にこのような杜撰な決定に関わった者を弾劾する。審査人におかれては、情報公開制度の根幹を揺るがす由々しき事態を看過することなく、社会正義の実現のためのご判断をお願いしたい。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和 7 年 1 月 27 日受付の弁明書、令和 7 年 5 月 30 日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 定款及び決算関係書類については、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号。以下「組合法」という。）の規定に基づき、本件組合から提出され、所管行政庁である処分庁（所管課：神戸市経済環境局商業流通課）が保有しているものである。組合法第 52 条（定款その他の書類の備置き及び閲覧等）及び第 53 条（決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等）の条文で、閲覧権が「組合員及び組合の債権者」に限られており、本件組合は上場企業等ではないため通常は一般には公開されない情報である。
- (2) 一方で、条例第 1 条に規定する「原則公開」という理念は十分に承知しており、条例と組合法を比較考慮して公開及び非公開の判断を行った。
- (3) 定款は、本件組合の組織運営の礎となるものであり、団体の人事、意思決定、会計等に係る情報が記載されている。その中で、法人登記簿（履歴事項全部証明書）に記載されている情報に該当する部分については、誰もが取得できる情報と判断し公開とした。それ以外の部分については、公にすることにより、本件組合の組織や運営方針が明らかになるとともに、役員数や総会の決議事項の範囲、理事会の決議

方法など本件組合の重要事項に関する意思決定手続き等が明らかとなり、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、非公開とした。

- (4) 決算関係書類には、財務経理に関する情報、本件組合の取引先、意思決定過程、代表理事以外の個人情報などが記載されているものであり、通常秘匿したい情報であると判断し、これらに該当する部分については非公開とした。

特に、本件組合の売上や支出、補助金の受給状況などの財務経理に関する情報については、本件組合の社会的信用に影響を及ぼす重要な情報であり、事業活動を行う上での内部管理に関する情報と解釈され、開示することにより、本件組合の事業活動が損なわれると認められるものと考えている。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

処分庁は、本件処分において「定款」及び「決算関係書類」を本件公文書として特定している。

審査会が本件公文書を見分したところ、「定款」としているのは、本件組合が令和6年6月3日付で処分庁に提出した定款（以下「本件定款」という。）及び神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付申請書であった。処分庁に確認したところ、当該補助金交付申請書の添付書類として本件定款が提出されたことから、本件請求内容のうち、定款が「提出された年月日が分かるもの」に対応する文書として、当該補助金交付申請書についても特定を行ったということであった。

「決算関係書類」については、組合法第82条第1項に基づき本件組合から処分庁に提出された令和4年度、令和5年度、令和6年度分の決算関係書類であり、その内容は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及びそれらを提出した通常総会の議事録であった。

(2) 本件の争点について

令和7年6月17日、審査会での意見陳述において、請求人より本件定款の非公開部分以外については異議なしとの発言があったため、神戸市商店街・小売市場共同施設建設等補助金交付申請書及び決算関係書類の部分公開決定処分については争いがないものとし、これらの文書における非公開部分の妥当性については、審査会は判断しない。

したがって、本件の争点は、本件定款における非公開部分の条例第10条第2号アの該当性である。

以下、検討する。

(3) 条例第10条第2号アの該当性について

条例第10条第2号アは、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、」「公にすることにより、当該法人等又

は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

商店街振興組合の定款は、事業、名称、地区、事業所の所在地、組合員たる資格に関する規定、組合員の加入及び脱退に関する規定、出資一口の金額及びその払込みの方法等、その組合の組織や運営に関する基本的事項を定めたものであり、組合法第52条第4項の規定により、これを閲覧できるのは組合員及び組合の債権者に限られている。

処分庁の主張によれば、上記のように商店街振興組合の定款は、閲覧権が限定されており一般には公開されていないことから、誰でも知り得る状態にある法人登記簿（履歴事項全部証明書）に記載されている情報を除き、非公開としたということであった。

一方で請求人は、全国商店街振興組合や一部自治体のホームページ上で定款参考例が公開されており、また組合法で定款に記載すべき事項が規定されていることから、本件定款に公開されて本件組合の利益を害するような独自性が入る余地は極めて少なく、条例第10条第2号アに該当する情報は基本的に存在しないものと考えられると主張している。

審査会が本件定款を見分したところ、「第1章総則」「第2章事業」の部分は全て公開され、それ以降の章については「出資1口の金額」及び「出資の払込」に関する条文、条文見出し及び条番号以外は非公開とされており、法人登記簿（履歴事項全部証明書）に記載されている情報のみを公開していることが認められる。

本件処分において非公開とされた定款の条文には、組合員の資格、組合員の加入及び脱退、組合の組織や運営に関する基本的事項等に関する具体的な内容や数値が記載されている。これらの情報は、一般には公開されていない本件組合個別の情報であり、公にすることにより本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号アに該当し、処分庁が非公開としたことは妥当である。

また、非公開とされた条文見出し及び条番号については、全国商店街振興組合等の定款参考例で例示されている内容とは必ずしも一致しておらず本件組合の独自性が含まれていることが確認できたことから、公にすることにより本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号アに該当し、処分庁が非公開としたことは妥当である。

一方、非公開とされた章ごとの表題部分は、商店街振興組合の定款で定める一般的な事項の名称を示しているに過ぎず、公にすることにより、本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められないため、条例第10条第2号アに該当せず、公開すべきである。

（４）結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和 6 年12月11日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和 7 年 1 月27日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和 7 年 2 月10日	—	* 請求人から反論書を受理
令和 7 年 2 月28日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和 7 年 3 月17日	—	* 諮問書を受理
令和 7 年 5 月30日	第378回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和 7 年 6 月17日	第379回審査会	* 請求人から意見陳述、意見書の提出 * 審議
令和 7 年 7 月15日	第380回審査会	* 審議